No.11

2002年5月発行

淀川水系流域委員会

http://www.yodoriver.org

CONTENTS

第11回琵琶湖部会の内容······P.1
第11回琵琶湖部会の資料より抜粋······P.7
これまで開催された委員会および部会等についてP.10
当日資料の閲覧・入手方法·······P.11

平成14年3月13日(水)第11回琵琶湖部会が開かれました。



【アイリッシュパークにて】

第11回琵琶湖部会 委員リスト

2002.3.13現在

(五十音順、敬称略)

	E	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	井上	良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺 の遊び)	BSCウォータースポーツセンター校長	-
2	江頭 (部会	進治 :長代理)	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会
3	嘉田	由紀子	地域・まちづくり(環境社会 学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会
4	川那部 (部会	3 浩哉 ∶長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会
5	川端	善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	-
6	倉田	亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会
7	小林	圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	-
8	宗宮	功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科教授	委員会
9	寺川	庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自 然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会
10	中村	正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会
11	西野	麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所総括研究員	-
12	仁連	孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部教授	-
13	藤井	絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-
14	松岡	正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	-
15	水山	高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科教授	委員会
16	三田村	緒佐武	環境教育(水環境教育、生物 地球化学)	滋賀県立大学環境科学部教授	委員会
17	村上	悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

淀川水系流域委員会 、琵琶湖部会ニュース No.1

第11回琵琶湖部会の内容

13名の委員が出席して、審議が行われました。中間とりまとめイメージについて作業部会から報告が行われた後、検討課題(境界・融合領域等)及び、中間とりまとめに関する意見交換が行われました。

- 第11回琵琶湖部会(2002.3.13開催)結果概要(暫定版)-

庶務作成

1 決定事項

主な決定事項はありません。

2 審議の概要

第8回委員会(2002.2.21開催)の報告

庶務より、資料1-1「第8回委員会結果概要」と1-2「第8回委員会 資料2」を用いて、委員会での中間とりまとめ(案)と意見交換の概略について報告が行われた。

検討課題(境界・融合領域等)および中間とりまとめについて

作業部会からの報告

江頭部会長代理より、作業部会における議論の状況が報告され、資料3「琵琶湖部会中間とりまとめイメージ(案)」を用いて、「特に12ページの表を意識して検討課題についての議論をお願いしたい」等、部会で特に議論してほしいポイントが説明された。

検討課題および中間とりまとめについて

資料2-1、資料2-2、資料3を用いて、境界・融合領域に関する検討課題、中間とりまとめ や今後作業部会で議論すべき方向性等に関する意見交換が行われた。主に、文化等も含め た問題認識、漁業が持っている意義、住民への情報提供や意思決定の仕組み、科学的に根 拠を示せない問題についての考え方、などに関する発言があった。

途中、村上委員より、「個別検討項目についての意見 4.治水、利用、環境(境界・融合領域)」と題した意見発表が行われた。

傍聴者からの意見

一般傍聴者3名より、伝統ある漁業を守ることの必要性、干拓地を湖に戻すなど保水対策の重要性、水質が琵琶湖の一番大きな問題である等の発言があった。

その他

琵琶湖工事事務所および滋賀県より、配布された資料(資料4ほか)について簡単な説明が行われた。

3 主な説明内容

村上委員からの説明

説明要旨:「個別検討項目についての意見」(資料番号なし)

- ・河川整備について、これまでは基本的に危機回避を目的としていたため、短期的視野で 治水や利水を優先したものだった。今後は、治水や利水も含む、その河川固有の価値向 上を目的とした長期的、総合的な視座からの計画への転換が必要となる。そうなること で、河川管理者の管理の範囲の問題が生じる。
- ・総合的な計画を実現するためには、それぞれの河川が持っている固有の情報である機能 や価値を流域共通のフォーマットを用いて把握し、評価する方法についての検討が必要 となる。それら個別の河川の情報を流域全体でデータベース化することにより、それぞ れの河川の差異、関連性の把握が容易になり流域全体への広い視座を確保することがで きる。また、データベースは合意形成のための議論の素地としても有用である。
- ・データベースのメンテナンスとして、流域住民の意見をデータベースに随時反映し、誰でも閲覧することができるようにすることが、今後の河川整備とそのモニタリングの中で重要な位置を占める。
- ・データベースの作成における一連の業務を経験することで、流域全体への総合的な理解 をした人材の育成をすることができる。

4 主な意見

<とりまとめの方針>

- ・中間とりまとめには、嘉田委員が良く言われる在地主義(現場主義、地域主義)という 考え方についても取り入れていく必要がある。
- ・さまざまな立場の委員の意見や住民の具体的な思いを集約・反映するためには、その合意に至るまでのプロセスに時間がかかる。各々の問題について、理念的なものにまとめるのか、具体的な部分にまで踏み込んで議論するか、整理しなければならない。
- ・琵琶湖部会では生物や生態系の問題ばかりが先走りして、琵琶湖の水位操作の歴史的な 背景やそれが我々の生活に与えた恩恵に関する議論が少ない。治水については、どうも マイナス思考的な発言が多いように思う。また利水についても、環境軸や人口統計を理 由に一眼的な見方で反対を訴える人が多い。将来の産業構造を踏まえた水需要予測のあ り方をしっかり議論すべきではないか。
- ・確信を持っているならば、「視野に入れた検討」ではなく、「転換が必要である」とはっ きり言った方がよい。提案を受け取る側としてもそのほうが分かり易いのではないか。
- ・中間とりまとめイメージ(案)の6ページ(記述の仕方)について。議論がもし一致するならできるだけ、 だけではなく のような踏み込んだ記述もしたい。項目によって、 のどこまで踏み込んで議論するかを整理すればよい。
- ・中間報告のスタンスとしては、 「検討が必要」と書く、 Yes、Noを出せるような要件を整理した取りまとめにする、 研究として分かっていることのみを客観的に示し、最終判断は任せてしまう、という3つの方向性があるが、それらを作業部会で出していただき、最終的にどうするかは部会で議論し判断するということにすればよいと思う。 琵琶湖部会でのスタンスがそのまま全体委員会でも書かれるということはありえない。 「琵琶湖部会の委員としてはこういう考え方の人が多い」というまとめ方でよいのではないか。

<主要な論点>

- ・中間取りまとめイメージ(案)の12ページのマトリックスに、バイオダイバシティー(生物多様性)や化学物質の問題の位置づけをはっきりさせたほうが良い。地下水がらみでは、守山を含め、滋賀県全体で、四塩化炭素、砒素などが問題になっている。
- ・中間取りまとめイメージ(案)の12ページのマトリックスの、C(治水防災)の2段目、「天井川対策、直線化対策」という表現は、直線化を促進していくというような誤解を招く可能性があるので、表現を変えた方が良い。
- ・12ページのマトリックスの、「E 利用」の部分は、「適正な利用」として一言でくくる のではなく、「関わりやすくする」というような表現でくくるほうがよいと思う。
- ・文化や歴史に関する記述は、8ページの特性のところでは記述されているが、12ページ にはそれに値する記述がない。

<長期的な展望、川のあるべき姿等>

・これまでにやってきた河川政策や水資源開発が社会の将来に不安を投げかけているという状況の中では、やはり環境を重視して、これまでの事業を根本的に見直し、我々人間や生物が安心して暮らしていけるような川づくり、水供給の維持を考えなければならない。

<地球環境>

・地球の温暖化などまだ科学的な根拠が不明確な部分があるものであっても、それがかな りの確からしさを持ち合わせており、かつそれが社会にとって致命的なことになると予 測できるのであれば、やはり対策を行っていくべきだと考える。

<整備、計画のあり方>

- ・治水においても利水においてもオルタナティブ (代替案)をいくつか提示し議論することが大事である。
- ・整備計画を作るにあたって、各分野の具体的な問題は、多数決には向かない問題だと思う。
- ・長いスパンの計画を作るのならば、時間の流れによって、論点を修正していく仕組みを 持たせることが重要。アセスメントきっちり行うという枠組みを持たせ、そしてそのア セスメント自体の方法も流動的に変えていけるよう仕組みがあったほうがよいのではな いか。
- ・人の選択は必ずしも合理的あるいはデータに基づいているとは限らない。そもそも社会には、科学では見えないことの方が多い。データや科学的根拠はなくとも、ある程度は 意図的に数量化できない定性的なことも価値観として示していかざるを得ないと思う。 ただし、何故その価値判断をしたのかは記録として残していく必要がある。

<パートナーシップ>

- ・省庁間の連携の部分について、環境省にオブザーバーとして参加してもらえるような仕 組みを加えて生きたい。
- ・これまで国が直轄事業としてやってきた土木公共工事は、地域の人の知らないところで 行われていた。それが今後どう変わっていくのか、この辺りの位置づけを明確にすべき。 また税の負担や事業計画のプロセス、地域の意思決定の仕組みについて、何を前提にど う提言をまとめていくか、十分に議論する必要がある。

<市民とのコミュニケーション(情報共有、発信、意見聴取など)>

- ・新しい河川法の目的には環境の話と、住民の理解や参画が加わった。そのためには、できるだけ身近な具体的事例を出して流域住民に分かりやすい形で表現することが大切。
- ・利益とコストの問題は、事例として入れることが可能。特に一般に治水や利水にかかる 費用を誰が負担しているのかを住民は知らない。その辺りを具体的な事例を基に分かり やすく住民に伝えてはどうか。

<治水、利用、環境(境界、融合領域)>

- ・河川法の目的が環境へも広がることにより、関係機関、関係住民等の間に対立が生じる。 調整をつけるためには、マネジメントが複雑化するという認識が必要。
- ・河川の中に限って言えば、治水と環境というのは相反するということではなく、現在では双方が満たせるような技術レベルに到達していると思う。

<河川空間利用(水域、高水敷)>

・漁業は、広い意味で琵琶湖の生態系なり、水質のあり方を象徴的に表すものであるため、 単に業そのものとしてではなく、もっと広く価値を認めていくという発想が必要ではな いか。

<環境の方向性、考え方>

- ・治水、利水と違って環境については、まだ利益とコストの負担関係が明確になっていない。相反する3つの目的に対して、適切な利害調整を行う必要があることを念頭にいれておく必要がある。
- ・これまでの意見とりまとめ案に、「ゾーニング」という記述があるが、生態系や生物の 立場に立って考えた場合、私はゾーニングという方法が必ずしも良いとは思わない。
- ・陸上で行われる様々な営みが琵琶湖の湖底環境に与える影響については、まだ調査研究が終わっておらず、はっきりとした結論を出せないものがある。科学的にまだ解明されていないことについて、どういう位置づけにするか、課題がある。
- ・琵琶湖の湖底や水質の変化について現状では客観的な結論は出せない。これまでに得た 情報を踏まえてどう判断するのかは、社会的な意思決定の問題であるが、今はまだその 前段階である。流域委員会として何らかの結論を示すなら、合意を得、それにいたった 経緯をきっちり説明できるようにしておくべきであると思う。
- ・琵琶湖の水質について言えば、ここ20年は有害物質の流入が減ってはいるが、それで生態系が回復しているわけではない。健全な生態系を回復するためには数十年のタイムラグがあるということの理解が必要。
- ・環境に対する住民への啓発活動について、どこかが言及しておく必要がある。

<水量、水質>

・琵琶湖の水質の悪化等、これまでの研究で分かってきたデータを示した上で「検討をする必要がある」という表現を使った方が良いと思う。

< その他 >

- ・どこかモデル地域を取り上げ、そこで理論、実践、現場での問題が見えるような取りまとめをする方が、次の展開を考える上では良いと思う。
- ・琵琶湖総合開発以後は、川の治水というより、水資源開発である。生きた川や湖の問題と水そのものをどう資源として活用するかという意味での治水とは意味が違う。そこの区別を踏まえる必要がある。

- ・環境の専門家であれ、治水の専門家であれ、それぞれが治水、利水、環境各分野についてどうすべきか、考えを持つことが大切。
- ・直轄区域とそれ以外のところをどう捉えて評価をしていくか、そこに現行法の限界を感じる。流域委員会としてどこまでのことを決めることができるのか、どうもわだかまり を感じる。
- ・直轄であっても、そうでなくとも、ひとつの川は一本として見なければならないし、全 てがつながっている。わだかまらずに言っていくことが大切。
- ・科学者の役割はデータ(判断材料)を出すことである。最終判断は、社会が行うべきである
- ・科学的に根拠がはっきりしていない事柄について、「思い切った政策転換が急務である」と記述するか「思い切った政策転換を視野に入れた検討が急務である」とするかで 違いがある。その辺のことはどう考えるべきだろうか。

<一般傍聴者の意見>

- ・中間とりまとめイメージ(案)の12ページのマトリックスの中に、外来魚の問題も含めて 生態系の連続性の確保についても、記述してほしい。
- ・地球の温暖化や雨の偏降りで、水量確保が難しくなっている。干拓してきたところを湖 に戻したり、農地を回復させたりして、安定的な保水対策を考えていく必要がある。
- ・省庁間の枠や直轄区域を越えて、国や自治体の様々な機関にどう働きかけていくかも議 論すべきだと思う。
- ・住民意見聴取についてはやり方の問題を議論すべきである。行政はこれまで住民の意見 を聴いてこなかったわけではない。
- ・琵琶湖で1000年前から行われている伝統的な漁法の維持、漁業者の生活維持、後継者の育成についても項目として取り上げてほしい。
- ・水運に関する議論が抜けている。
- ・自然は遷移するということを忘れてはならない。
- ・琵琶湖が危機に瀕している一番大きな問題は水質の問題ではないか。
- ・琵琶湖は洗堰ができるまでは、水位が安定せず、周辺の住民は大きな被害を被っている。 歴史的に正しく理解して語るべきである。
- ・資料3の補足に琵琶湖総合開発は河川法改正以前に計画されたものであるとの記述があるが、河川法という限られた法律の範囲でやったのではない。20数種の事業を並行して行った。むしろ河川法改正のきっかけを作ったともいえる。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。





説明資料一覧

配布資料

	資料名	提供主体	ボリューム ()は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(1)	B11-A
資料 1 - 1	第8回委員会(2002.2.21開催)結果概要(暫定版)	庶務	A4(7)	B11-B
資料 1 - 2	第8回委員会 (H14.2.21開催) 資料2・中間とりまとめ骨子について	庶務	A4(8)	B11-C
資料 2 - 1	琵琶湖部会における今後の検討課題に関するまとめ(案)	庶務	A4(11)	B11-D
資料 2 - 2	検討課題についての意見整理資料(案)	庶務	A4(26)	B11-E
資料 2 - 3	委員および河川管理者から提出された検討項目、 ご意見とりまとめ表 (案)	庶務	A3(15)	B11-F
資料 2 - 4	一般からのご意見とりまとめ表 (案)	庶務	A4(10)	B11-G
資料 3	琵琶湖部会中間 とりまとめのイメージ (案)	庶務	A4(18)	B11-H
資料 4	情報共有のための資料: 河川管理者提供「琵琶湖適正利用について (検討状況)」	河川管理者	A4(214)	B11-l
参考資料 1	第10回琵琶湖部会(2002.2.19開催)結果概要(暫定版)	庶務	A4(14)	B11-J
参考資料 2	委員および一般からの意見	庶務	A4(14)	B11-K
参考資料 3	検討スケジュール(案)	庶務	A4(1)	B11-L
資料番号なし	村上委員提供:「個別検討項目についての意見」	委員	A4(5)	B11-M
資料番号なし	河川管理者提供:「信楽町水道による大戸川からの 取水に対する現地立ち入り調査について」	河川管理者	A4(7)	B11-N

注1:紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

注2:「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。 ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

6

第11回琵琶湖部会の資料より抜粋

中間とりまとめに関する資料より

第11回琵琶湖部会では、資料3「琵琶湖部会中間とりまとめイメージ(案)」を用いて、中間とりまとめの構成や内容のイメージが示され、議論が行われました。以下に、資料より主な内容を抜粋して掲載いたします。

琵琶湖及び流入河川の課題・問題点(案)

環境面(生態系)における問題

琵琶湖水質・底質の悪化 農業排水・濁水の問題 湖岸周辺部との水循環が絶たれている 外来種の増殖 内湖の減少

治水面・安全面における問題

下流に対する治水 水防組織の充実・強化、地域社会での 対応 防災意識・技術の伝承 流入河川の治水

利水面における問題

ダム開発の根拠となる水需要予測の 論拠が不明確 水需要のマネジメントの必要性

利用面における問題

水上バイク等の利用増による 水質・騒音等への影響 湖面・水面の適正利用のルールの設定

社会面における問題

人口の増加、宅地開発 流入負荷の増大(面源負荷) 流域管理の必要性 琵琶湖の水位管理の問題 (環境面等の考慮) 土砂供給の減少、浜欠け 湖沼・河川に関する法整備

計画策定等における問題

琵琶湖流入河川ごとの整備計画の策定 湖沼は川と違った管理が必要 不確実性を考慮した計画の策定 (生態系だけでなく、科学的な問題、 人間の問題も含めて) 住民自らも責任を負うといった視点

河川整備におけるパラダイムの転換(案)

基本的な考え方 (川那部試案をもとに作成)

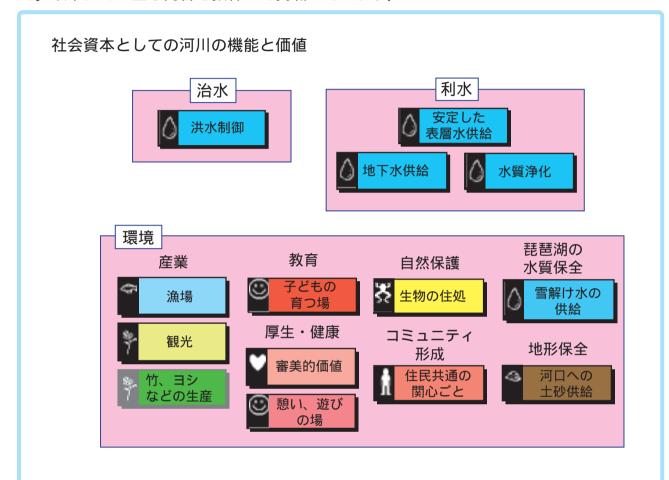
「人間の短期的な利害関係から行ってきた従来の河川整備のやりかたを根本的に改め、歴史的に作られてきた <物理生物文化複合体(当然に人間を含む)>としての琵琶湖とそれをめぐる各河川を、いわゆる<生態系的 アプローチ>によって総体として整備する。

アプローチ > によって総体として整備する。 視点 これまで これから 物理生物文化複合体である。 「水系の捉え方」 水害防御、利水対象 琵琶湖周辺は世界的な文化遺産である。 琵琶湖やその周りの河川を 「関係」 住民が湖沼や河川に生かされる 拘束、完全に制御できるも (湖沼・河川 人) 災害時にもしたたかに対処 のと認識 長期的・理想的目標にもとづく 「時間」 短期的・緊急避難的対策 人類史の続く限りという長期視点に立って 湖沼・川と人間を切り離し 「距離」 物理的・社会的・精神的に湖沼・河川と接近 (湖沼・河川 人) 遠ざけてきた 根本的 「空間」 陸海、上流下流、 山から海までの全流域を一貫したもの (整備における 堤内 堤外を分断 として具体的に把握、海に対する責任 空間的な捉え方) 大量生産、大量消費、大量 湖沼や河川に生かされるとの考えで暮 ライフスタイル 廃棄、刹那主義 らしを営む物質的・精神的基盤作り 計画の前提の見直し。 現状を基準とする 「基準時期」 「琵琶湖総合開発計画」の出発時点を基準点とする。 下流のためのダム(治水、利 自然の季節変化を基本とする。 「琵琶湖の水位」 水面)としての人為的制御 他の目的のための変更は最低限にとどめる。

今後、これをベースに、各委員の意見を反映して「基本的な考え方」に構成してゆく。

村上委員説明資料より

村上委員より、検討課題に関する意見発表として、パワーポイントを使って「個別検討項目についての意見4.治水、利用、環境(境界・融合領域)」と題した説明が行われました。以下にその主な内容を抜粋して掲載いたします。



河川の機能と価値の評価指標(例)

	機能・価値	指標の例			
		(定量的)	(定性的)		
治水	洪水制御	確率×被害予想額	水防組織、避難訓練度		
利水	用水供給	確率×供給水量	管理組織の安定		
	水質	COD、BODなど	飲めるか、泳げるか		
環境	漁場	漁民数、漁獲高	魚種		
	生態系保全	生物の種数	生物移動の連続性 地形や流水の多様性		
	審美的価値		絵画や文学への登場		
	コミュニティ形成		祭りや行事の有無		
	など・・・				

8

資料2-4「一般からのご意見とりまとめ表(案)」より

とりまとめの参考として、これまでに会議の傍聴やホームページ、FAX等を通して寄せられた意見一般からの意見をとりまとめ、資料として配布されました。

資料2-4「一般からのご意見とりまとめ表(案)」

		御意見、提案の内容	免官物
		「人の手が入ったIII」が問題であり、「自然の川」を取り関すのが理想。まず、「キレイな川」を回知して世界建模で取り拾む必要がある。	募集意見(002)
		「パブル最盛期」に一章に連んだ自然破壊は、元にやや戻すのに数年を要しました。今後の緩やかな汚染を加えると、沈川の本格的な浄化には恐らく何十年もの歳月を必要とするでしょう。集る事は絶対に禁物です! 2020年を最終日標とする様な長期計画を要します。少しずつ着実に浄化の目標を連续させて行きたいものです。後まない事が慣用です。	募集倉見(013)
		洪水が無いことを川の魅力回復に	募集意見(029)
		「関西の復興にとって河川は何か?」という復点を持て	募集意見(079)
		相名川水系は三川の重要な文化河川と位置付けよ	募集意見(075)
		100~200年のオーダーでの検討が必要であり、そのためには、自然史の観点に よる検討が貢献できる。	募集意見(106)
		住民の心のふるさと、調りに思える川であることが望ましい。	募集意見(155)
		① 遊みきったきれいな木が流れてこそ月といえると思う。 ②まず、川の間りをきれいてし、音の川を取り関したい。 ③銀点にかえり、本来の川の型に関してから考えるべきである。	高集意見(161)
		昭和30年代の河川の祖景の再現を願いたい	再集意見(181)
		いかに昔に近づけるか、自然を確認しないようにするか、いかに水を汚さずにす るかを考えて、理想の川にするべきではないでしょうか	募集意見(186)
	1-1 長期的な展望。 川のあるべき姿等	自然に対して要敬の念を忘れた日本民族がこのまま自然との共生を集後するな ら後の目に自然の脅威に怯える目が束るかも知れない。自然への感謝あられる 河川敷の利用であって彼しい。	喜集意見(192)
		美しい川はもちろん結構ですが、それよりも豊かな川のほうが今の殺ばくたる社 会にはより必要	募集意見(194)
		昔のまま河川に戻せ	募集意見(201)
		生き物と子供がいる川に	募集意見(212)
		21世紀に向けての川づくりは、袁城全体として生物の多様な雑息・生育環境の保 全・割生と、安全で快適な生活基盤の形成との調和を図っていくべき。	第2回委員会 (受付業見)
		河川については、少なくとも2~100年前から議論すべき。	第4四委員会 (受付意見)
		琵琶港は一衣客水。山の上から湖面まで全ていつだという観点での諸論が必要。	第1回発理湖部会 (一般信聴発言)
		川とは一体何か。地域が生きているとすれば、川はその血管に当たると言えるのではないか。できるたけ水が流れるようにしなければならない。	第3四四世 第4四四世 第4四 第4四 第4四 第4四 第4四 第4回 第4回 第4回 第4回 第4回 第4回 第4回 第4回 第4回 第4回
1		超額湖の起源的な将来について議論する上で大事なことは、残り少ない野性味 を大事にしてやくということである。	第8回註號湖部会 (一個機味発言)
淀川水系の 目標、理念		川の虫を調べているが、年々清波に種む虫が減少している。50年、100年先を見 た施策を考えてもらいたい。	琵琶湖部会試行の5 (免表意見)
		川は太古の昔から、人間の常みの中で、人がつけかえてきた人工的なものである ことを顕識するべきである。	請請謝額会試行の((発表意見)
		琵琶湖の水を考えるためには、山、川、生き物・暮らしぶりを知ることからはじめな ければならない。	第10回該首湖部会 (免表意見)
		子供が揖足で、水に入って角をつかみ取れ得る川であってほしい	第10回間間別部会 (免表意見)
		川のあるべき姿として、本来の浄化作用をもち、多様な生物が極んでいる川が良い、そのためには、上流と下流まで激切れしていない。同、ワンドのある川、川辺林がたくさんある川でなければならないと思います。また、生物の葡萄として就存している川辺の森は保護していくべき	第10回開務期前会 (発表意見)
		近代人は水を確に考えかつ取り扱ってきた。	募集意見(000)
		大河の河野中の中小流の上に人が渡れる橋を挙げる。	募集意見(000)

これまで開催された委員会および部会等について

10

第11回琵琶湖部会(平成14年3月13日)までに、以下の会議が開催されています。

	会議	開催日
	第1回委員会	平成13年2月1日(木)
委	第2回委員会	平成13年4月12日(木)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)
員	第5回委員会	平成13年9月21日(金)
	第6回委員会	平成13年11月29日(木)
会	第7回 委員会	平成14年2月1日(金)
	第8回委員会	平成14年2月21日(木)
	第1回 琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)
琵琶	第2回 琵琶湖部会 (現地視察)	平成13年6月8日(金)
EE	第3回 琵琶湖部会 (現地視察)	平成13年6月25日(月)
琶	第4回 琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)
	第5回 琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)
湖	第6回 琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)
	第7回 琵琶湖部会 (現地視察)	平成13年11月20日(火)
部	第8回 琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)
会	第9回 琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)
	第10回 琵琶湖部会 (意見聴取の会含む)	平成14年2月19日(火)

\dashv		
	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回 淀川部会 (現地視察)	平成13年6月2日(土)
淀	第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回 淀川部会 (現地視察)	平成13年8月9日(木)
) 	第5回淀川部会 (現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回 淀川部会 (現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
部	第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
İ	第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
	第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
会	第11回 淀川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月26日(土)
	第12回 淀川部会	平成14年2月5日(火)
	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)
猪	第2回 猪名川部会 (現地視察)	平成13年6月7日(木)
218	第3回 猪名川部会 (現地視察)	平成13年6月21日(木)
名	第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)
	第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)
Ш	第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)
÷⊓	第7回 猪名川部会	平成14年1月18日(金)
部	第8回 猪名川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月27日(日)
会	第9回 猪名川部会	平成14年2月15日(金)
	第10回 猪名川部会	平成14年3月4日(月)
そ	設 立 会	平成13年2月1日(木)
の	発 足 会	平成13年2月1日(木)
他	第 1 回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせて いただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。 http://www.yodoriver.org



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙 の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会 ご意見用FAX送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛 ((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予め ご了承下さい。

2.下記にご記入下さい。

団体·会社名()
ご住所(〒		
T E L()	
E-Mail()	
お名前()	

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込 および資料請求用FAX送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛

((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1.委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。 会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日	会議名 例第 回淀川部会	

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例)第6回淀川部会	資料請求 No 例)Y05-E	資 料 名 例)資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部 数 ^{例)1}

3.	下記にご記入下さい。	(必ず	~	全てにご記入下さい)		
	団体・会社名()
	ご住所(〒					
	TEL()		
	E-mail ()		
	お名前(複数名での例	傍聴を申し	込ま	れる場合には、全ての方のお名前をお書き	下さい。	

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.11

2002年5月発行

【編集·発行】淀川水系流域委員会

【連 絡 先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員:新田、柴崎、桐畑 事務担当:桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島 2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL: (06) 6341-5983 FAX: (06) 6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス http://www.yodoriver.org

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局/淀川工事事務所/琵琶湖工事事務所/大戸川ダム工事事務所/淀川ダム統合管理事務所/猪名川工事事務所/猪名川総合開発 工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。